

# ADRって何?

- ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略称で、裁判によらない紛争解決手段を意味します。  
日本貸金業協会は、貸金業法に基づく金融ADR機関の1つです。
- 金融ADRとは、金融機関との紛争につき、業界ごとに設立された金融ADR機関において、中立・公正な専門家(紛争解決委員)が当事者の間に立ち、和解による解決を図る制度です。



## 日本貸金業協会

- 平成19年12月19日に改正貸金業法に基づき、内閣総理大臣の認可を受け、貸金業界の自主規制機関として設立されました。  
設立の目的は「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資する」ことにあります。
  - 日本貸金業協会は、金融トラブルを簡易・迅速に解決するための指定紛争解決機関として、平成22年9月に金融庁長官から指定を受けました。
  - 貸金業界で唯一の指定紛争解決機関です。
  - すべての貸金業者は、指定紛争解決機関と契約締結の義務が貸金業法で定められています。
- (貸金業法第12条の2の2)

HP

<http://www.j-fsa.or.jp/>

協会ホームページ  
『一般のみなさまへ・金融ADR』に、紛争解決手続の詳細について掲載しています。

- ・紛争解決手続の手続方法・申立書
- ・紛争解決委員名簿
- ・紛争解決等業務に関する規則・細則
- ・紛争解決手続事例 等

## お問合せ先

- 電話での受付(受付時間:9:00~17:00) 土・日・祝日・12月29日より1月4日までを除く
-  **0570-051-051**  
ナビダイヤル
- 貸金業相談・紛争解決センター・各支部への来訪による受付  
電話にて事前に来訪日時をご予約願います。  
月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日・12月29日より1月4日までを除く)
- 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センターの所在地は、  
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階  
電話:03-5739-3861 FAX:03-5739-3024

(2016年3月版)

迅速・簡便・中立・公正な  
金融分野の裁判外紛争解決制度

金融 **ADR** 制度

指定紛争解決機関  
貸金業相談・紛争解決センター

 日本貸金業協会

# ADRって何？

◆ 裁判所の訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく解決方法です。

## 中立・公正

紛争解決委員は、**中立・公正**な立場に立って、専門的知識、経験等に基づき助言することで、紛争の円満な解決に努めます。

## 裁判との違い

- 裁判に比べて基本的に短期間です。紛争解決委員が和解案を作成して双方が受諾すれば終了します。
- 紛争解決手続は非公開です。
- 紛争解決手続の手数料は2千円から、請求価額によって変わります。(別表参照)

安心してご相談・ご利用ください

● 相談及び苦情の申立ても受け付けています。

すべての貸金業者は…

- 指定紛争解決機関と契約締結の義務があります。
- 利用者からの紛争解決の申立てに応じなければなりません。
- 提示された和解案は原則受け入れなければなりません。



# ADR(裁判外紛争解決制度)の手続き等

## ADRの流れ

貸金業相談・紛争解決センターで受付



双方の合意が得られない場合は、打ち切りとなります。

- 協会等への応諾義務  
協会等が相手方となった場合は、正当な理由がある場合を除き、紛争解決手続に応じなければなりません。
  - 紛争解決は、中立・公正な立場に立って紛争解決委員(弁護士等)が手続の進行をおこないます。
  - 紛争解決委員の選任  
紛争解決手続を行う紛争解決委員は、弁護士(弁護士職務5年以上経験者)等で、紛争解決委員会委員長により選任されます。  
※ 紛争解決委員は協会ホームページに載せています。
  - 紛争解決委員が紛争解決手続を開始しない場合
    - ・ 申立てが協会等の貸金業務に係わるものでないとき
    - ・ 申立人が不当な目的のみだりに申立てをしたと認めるとき
    - ・ 申立てを行った契約者等が、申立てに係る当該貸金業務関連紛争を適切に解決するに足る能力を有する者であると認められるとき
    - ・ 上記以外、申立てを行った者につき紛争解決手続を行うのに適当でない事由があると認めるとき
  - 申立人が支払う手数料  
請求の価額によって変わります。
- <別表> 紛争解決手続の手数料(申立人が契約者等の場合)
- | 請求の価額          | 契約者等の負担額 | 協会等の負担額 | 請求の価額          | 契約者等の負担額 | 協会等の負担額 |
|----------------|----------|---------|----------------|----------|---------|
| 100以下          | 2,000    | 2,000   | 2,000超 2,500以下 | 25,000   | 25,000  |
| 100超 300以下     | 6,000    | 6,000   | 2,500超 3,000以下 | 29,000   | 29,000  |
| 300超 500以下     | 8,000    | 8,000   | 3,000超 3,500以下 | 33,000   | 33,000  |
| 500超 800以下     | 11,000   | 11,000  | 3,500超 4,000以下 | 37,000   | 37,000  |
| 800超 1,000以下   | 13,000   | 13,000  | 4,000超 4,500以下 | 41,000   | 41,000  |
| 1,000超 1,500以下 | 17,000   | 17,000  | 4,500超 5,000以下 | 45,000   | 45,000  |
| 1,500超 2,000以下 | 21,000   | 21,000  | 5,000超         | 50,000   | 50,000  |
- (単位:万円) (単位:円) (単位:円) (単位:万円) (単位:円) (単位:円)
- 紛争解決手続は最終的に、申立人と紛争の相手方が和解することを原則としています。紛争解決委員が和解案を作成し双方が受諾すれば紛争解決手続は終了します。
  - 申立ての取下げは、書面を提出することによりいつでも可能です。